

第112回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

開催
会場

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号
当社3階大ホール

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名
選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役
4名選任の件

Yurtec

ご案内

株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

株式会社 ユアテック

（証券コード：1934）

Tec to the Future

未来を支えに行こう。

ユアテックは
お客さまの心ゆたかな価値の創造に協力し、
社会の発展に貢献します。

Yurtec cooperates with customers in creating value,
and contributing to the society.

目次

■ 第112回定時株主総会招集ご通知	5
■ 株主総会参考書類	9
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
■ 事業報告	27
■ 連結計算書類	57
■ 計算書類	59
■ 監査報告書	61

「安全」「品質」「信頼」の追求

In pursuit of safety, quality and reliability.

安全

Safety

私たちは安全最優先に行動します

We give utmost priority to safety in our operations.

品質

Quality

私たちは施工（業務）の品質を常に高めています

We constantly improve the quality of our construction work (operations).

信頼

Reliability

私たちは社会とお客さまから信頼され、選ばれ続ける企業を目指します

We aim to become a company that is trusted and continuously selected by society and our customers.



株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第112回定時株主総会を6月26日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

取締役会長

阿部 俊徳

取締役社長 社長執行役員

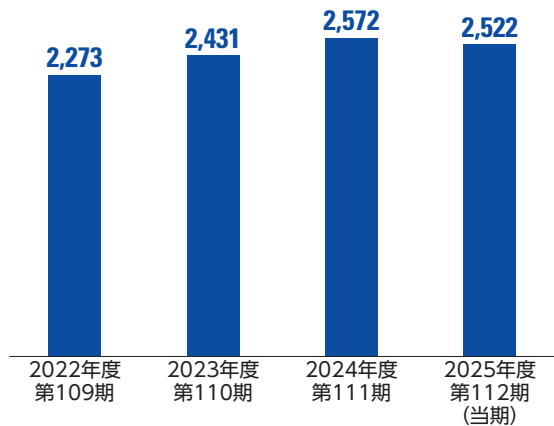
小林 郁見

連結業績ハイライト

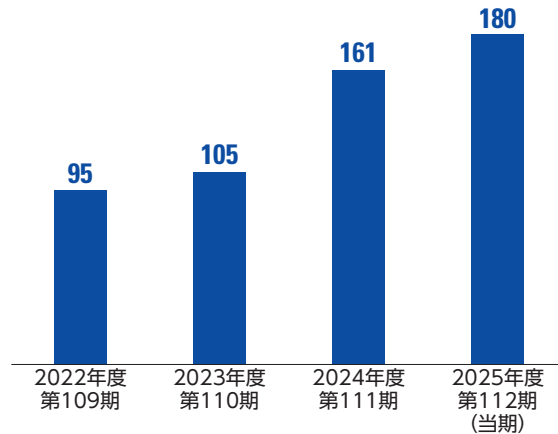
【ポイント】

- 売上高は、個別決算の減収に加え、海外子会社において大型工事の受注が想定より遅れたことなどにより減収となりました。
- 利益は、原価管理の徹底による工事採算性の向上により、営業利益、経常利益は増益、特別損失にのれん償却額および減損損失を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

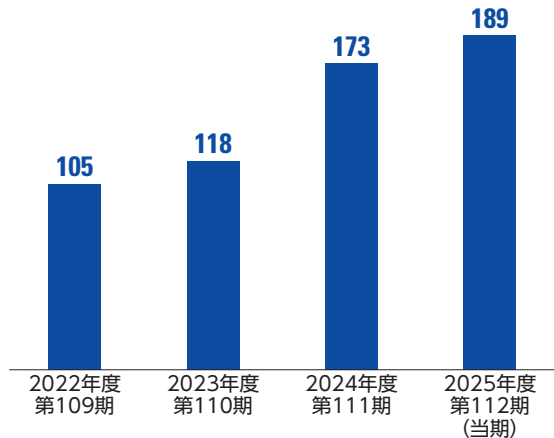
売上高 (億円)



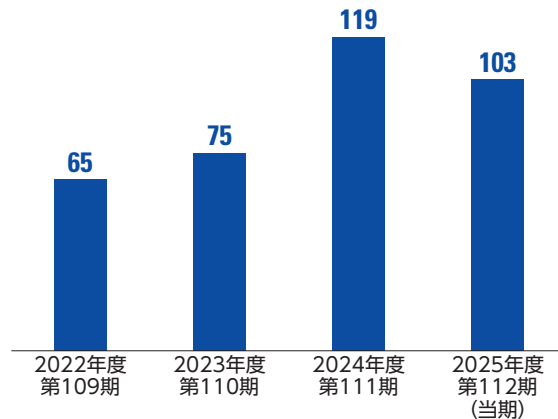
営業利益 (億円)



経常利益 (億円)

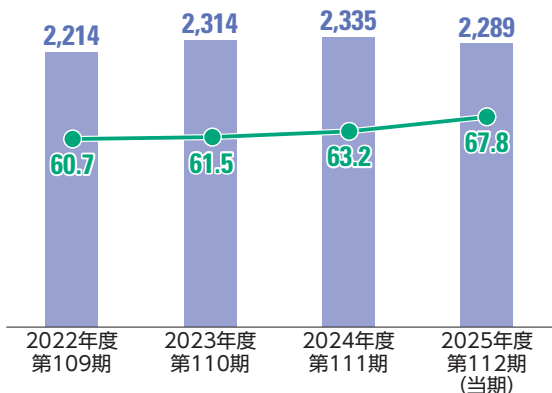


親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)

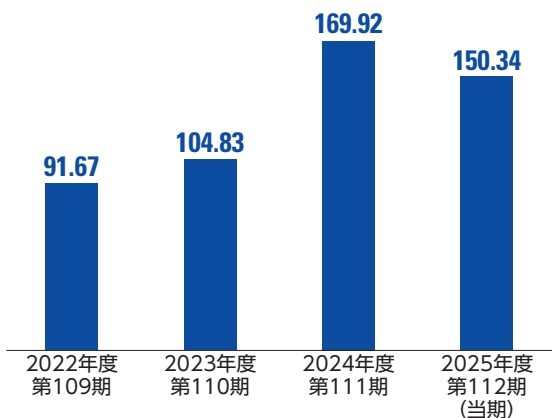


総資産 (億円) 自己資本比率 (%)

■ 総資産 ● 自己資本比率

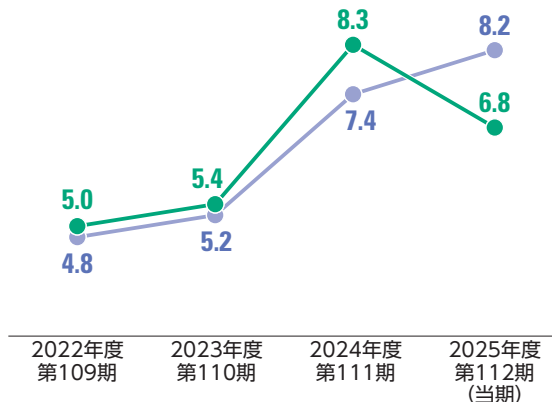


1株当たり当期純利益 (円)



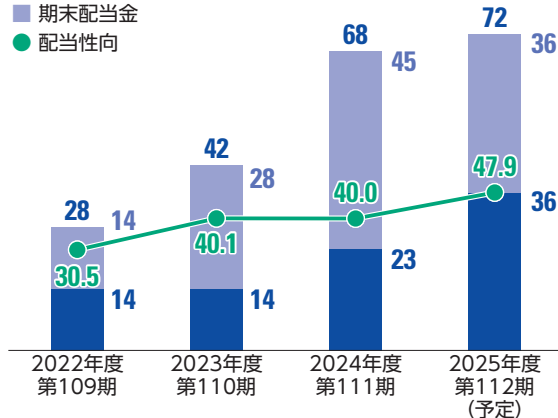
ROE (%) ROA (%)

● ROE ● ROA



1株当たり配当金 (円) 配当性向 (%)

■ 中間配当金
■ 期末配当金
● 配当性向



業績の詳細や当社の取り組みは
こちらのQRコードからご覧くだ
さい。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

会社説明会・決算説明会

(会社説明会・決算説明会)
https://www.yurtec.co.jp/ir/events_presentations.html



証券コード：1934
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 各 位

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号

株式会社ユアテック

取締役会長 阿部俊徳

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.yurtec.co.jp/ir/stockholders_meeting.html



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



ウェブサイトにアクセス後、当社名（ユアテック）または証券コード（1934）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、「株主総会参考書類」をご検討いただき、7頁から8頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。郵送またはインターネット等により**2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時	2026年6月26日（金曜日） 午前10時（開場午前9時）
2. 場 所	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 当社3階大ホール
3. 目的事項	報告事項 - 第112期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第112期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての その他決定事項	- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 - 議決権行使書の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 - インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 - 議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

株主総会に関するご留意事項

- 書面交付請求をされていない株主さまには、株主総会参考書類をあわせてご送付しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
----------	----------------------

株主総会にご出席されない場合



■ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分到着分まで
------	---------------------------------



■ インターネット等

同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、行使期限までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2026年6月25日（木曜日） 午後5時30分受付分まで
------	---------------------------------

詳細は次頁をご参照ください。➡

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

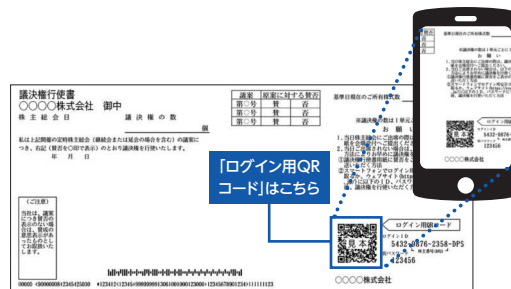
インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによって実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要で議決権行使サイトにログインいただけます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使書副票(右側)



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

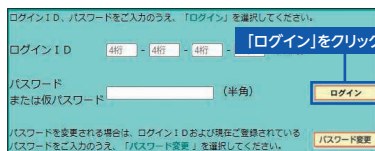
議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の 右下に記載された「ログインID」 および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2026年6月25日(木曜日))の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上重要な施策として位置付けており、将来に向けた事業展開・成長投資を考慮しながら、業績に応じ連結配当性向40%以上を安定的に利益還元することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

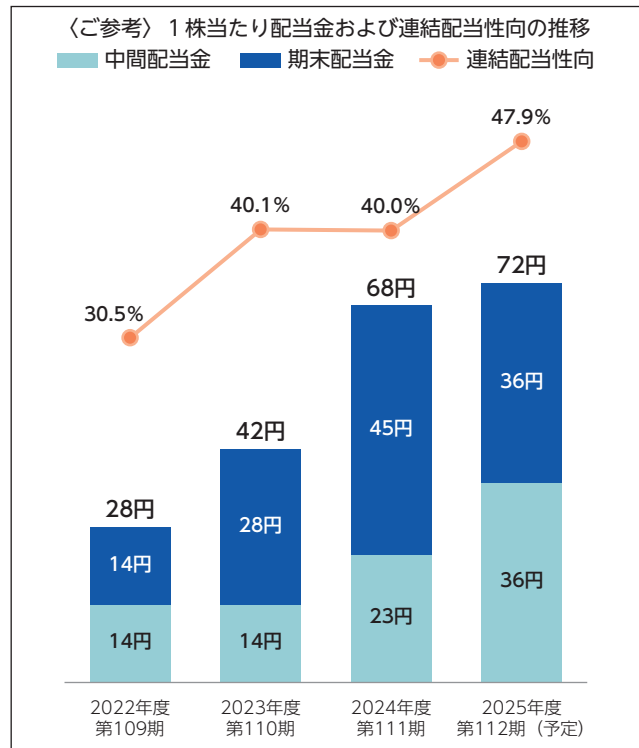
金 銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金36円
総 額 2,472,725,196円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）は、2025年6月27日開催の第111回定時株主総会において選任いただいた7名のうち、鈴木康弘氏が2026年3月31日をもって辞任し、また、本総会終結の時をもって取締役6名が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、独立性・客観性を確保する観点から、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者の属性	現在の当社における役職等	取締役会出席状況
1	あべ としのり 阿部 俊徳	再任	取締役会長	12回中12回 (100%)
2	こばやし いくみ 小林 郁見	再任	取締役社長 社長執行役員	12回中12回 (100%)
3	みうら こうじ 三浦 康二	再任	取締役 専務執行役員	12回中11回 (92%)
4	なかにし ひとし 中西 仁	新任	常務執行役員	—
5	かとう あけみ 嘉藤 明美	再任 社外 独立役員	取締役	12回中12回 (100%)
6	しばた ちはる 柴田 千春	再任 社外 独立役員	取締役	10回中10回 (100%)
7	まさがき さとる 正籬 聡	新任 社外 独立役員	—	—

(注) 柴田千春氏の取締役会への出席状況は、2025年6月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

あべ としのり
阿部 俊徳

(1957年10月28日生)

所有する当社の株式数：12,234株



再任

■略歴、地位および担当

1981年 4月 東北電力株式会社入社
2011年 6月 同社人財部長
2014年 6月 同社執行役員 東京支社長
2017年 6月 同社常務取締役 お客さま本部長
2018年 4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長
2021年 4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 発電・販売カンパニー長
2022年 4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当、危機管理担当
6月 当社取締役
2023年 4月 東北電力株式会社取締役（2023年6月退任）
6月 当社取締役会長

現在にいたる

■重要な兼職の状況

株式会社岩手銀行社外取締役

■取締役候補者とした理由

阿部俊徳氏は、東北電力株式会社に入社以来、人財部門や販売部門を中心とした業務経験を有し、取締役副社長 副社長執行役員を務めるなど、経営全般に精通しております。2022年6月から当社取締役を、2023年6月からは取締役会長を務め、東北電力株式会社や当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 2

こばやし いくみ
小林 郁見

(1959年 1月24日生)

所有する当社の株式数：23,758株



再 任

■略歴、地位および担当

1981年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社上席執行役員 営業本部営業企画部長
2017年 6 月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼東京本部長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長兼情報通信本部長兼営業企画部長
2020年 6 月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長兼電力インフラ本部副本部長
2021年 6 月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長、企業倫理担当
2022年 6 月 当社取締役 副社長執行役員 業務全般、営業本部長、企業倫理担当、IR担当
2025年 4 月 当社取締役社長 社長執行役員

現在にいたる

■取締役候補者とした理由

小林郁見氏は、当社に入社以来、営業企画部門や経営企画部門を中心とした業務経験を有し、上席執行役員営業本部営業企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2017年6月から常務取締役を、2025年4月から取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

みうら こうじ
三浦 康二

(1961年9月9日生)

所有する当社の株式数：17,007株



再任

■略歴、地位および担当

1984年 4月 当社入社
 2016年 7月 当社営業本部技術提案部長
 2017年 6月 当社執行役員 営業本部営業企画部長
 2019年 4月 当社上席執行役員待遇 YURTEC VIETNAM CO.,LTD.取締役会長
 6月 当社常務執行役員待遇 YURTEC VIETNAM CO.,LTD.取締役会長
 2021年 6月 当社常務執行役員 営業本部副本部長兼海外事業部長
 2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 エンジニアリング本部長兼電力インフラ本部副本部長
 2025年 4月 当社取締役 専務執行役員 営業本部長

現在にいたる

■取締役候補者とした理由

三浦康二氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業本部営業企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2022年6月から取締役 常務執行役員を、2025年4月から取締役 専務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

なかにし ひとし
中西 仁

(1967年2月19日生)

所有する当社の株式数：19,892株



新任

■略歴、地位および担当

1989年 4月 当社入社
 2016年 7月 当社秋田支社副支社長兼設備部長
 2019年 7月 当社新潟支社副支社長兼設備部長
 2020年 6月 当社営業本部電気設備部長
 2021年 6月 当社執行役員 エンジニアリング本部副本部長兼電気設備部長
 2023年 6月 当社執行役員 秋田支社長
 2025年 4月 当社常務執行役員 エンジニアリング本部長

現在にいたる

■取締役候補者とした理由

中西仁氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員エンジニアリング本部副本部長兼電気設備部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2023年6月から執行役員秋田支社長を、2025年4月から常務執行役員エンジニアリング本部長を務め、当社における豊富な業務経験を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

かとう あけみ
嘉藤 明美

(1963年6月19日生)

所有する当社の株式数：300株

社外取締役在任期間：2年



再任

社外

独立役員

■略歴、地位および担当

1986年4月 サントリー株式会社入社（1991年6月退職）
2003年7月 株式会社鐘崎入社
2010年11月 同社企画開発部部長
2011年5月 同社取締役営業本部長
2014年4月 同社取締役専務
2016年3月 同社取締役社長
2024年6月 当社取締役

現在にいたる

■重要な兼職の状況

株式会社鐘崎取締役社長

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

嘉藤明美氏は、食品の製造・販売を展開する株式会社鐘崎の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏は、少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督することを期待されております。

■独立性に関する事項

嘉藤明美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、株式会社鐘崎の取締役社長ですが、当社と同社との間には、取引関係はありません。

候補者番号 **6**

しばた ちはる
柴田 千春 (1972年 5月21日生)

所有する当社の株式数：0 株
社外取締役在任期間：1 年



■略歴、地位および担当

2009年 8 月 第一商事株式会社入社
2014年 6 月 同社取締役社長室長
2016年 6 月 同社常務取締役
2022年 5 月 同社取締役社長
2025年 6 月 当社取締役

現在にいたる

再 任

■重要な兼職の状況

第一商事株式会社取締役社長
株式会社北日本銀行社外取締役監査等委員

社 外

独立役員

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

柴田千春氏は、ビルメンテナンス業および介護福祉事業を営む第一商事株式会社の経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏は、少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督することを期待されております。

■独立性に関する事項

柴田千春氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、第一商事株式会社の取締役社長であります。当社と同社との間には、取引関係はありません。



新 任

社 外

独立役員

■略歴、地位および担当

1983年 4 月 日本放送協会入局
2010年 6 月 同協会報道局取材センター政治部長
2012年 6 月 同協会報道局ニュース制作センターテレビニュース部長
2013年 6 月 同協会報道局編集主幹
2015年 5 月 同協会大阪放送局長
2016年 4 月 同協会報道局長
2017年 4 月 同協会広報局長
2019年 4 月 同協会理事
2020年 1 月 アジア・太平洋放送連合（ABU）副会長
2 月 日本放送協会副会長（2023年 2 月退任）
2021年 11 月 アジア・太平洋放送連合（ABU）会長（2023年 2 月退任）

現在にいたる

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

正籬聡氏は、公共性の高い放送事業を担う日本放送協会の組織運営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、社外取締役候補者といいたしました。

また、同氏は、少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、組織運営および経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督することを期待されております。

■独立性に関する事項

正籬聡氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、嘉藤明美氏および柴田千春氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約では、損害賠償責任の限度額を法令で規定する額としており、両氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、正籬聡氏が原案どおり選任されますと、当社は、同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、阿部俊徳氏、小林郁見氏、三浦康二氏、嘉藤明美氏および柴田千春氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中西仁氏および正籬聡氏が原案どおり選任されますと、当社は、両氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
4. 当社は、当社ならびに取締役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。また、各候補者が原案どおり選任されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選任等および報酬等について、代表取締役と意見交換を行ったうえで、指名・報酬等諮問委員会での議論の確認を含めて検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、監査等委員以外の取締役の選任等および報酬等のいずれについても、特段指摘すべき事項はないと判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社の監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、独立性・客観性を確保する観点から、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	候補者の属性	現在の当社における 役 職 等	取締役会 出席状況	監査等委員会 出 席 状 況
1	さとう たけし 佐藤 健	再任	取締役 監査等委員	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)
2	やしま とくこ 八島 徳子	再任 社外 独立役員	取締役 監査等委員	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)
3	はなしま のぶゆき 花島 伸行	新任 社外 独立役員	—	—	—
4	わたなべ ひろのり 渡邊 浩文	新任 社外 独立役員	—	—	—

候補者番号

1

さとう たけし

佐藤 健

(1966年1月31日生)

所有する当社の株式数：900株



再任

■略歴、地位および担当

- 1989年 4 月 東北電力株式会社入社
- 2011年 7 月 同社総務部法務室（事業法務）課長
- 2014年 6 月 同社秘書室秘書役
- 2015年 6 月 同社火力原子力本部原子力部課長 原子力企画担当
- 2016年 7 月 同社火力原子力本部原子力部副部長 原子力企画担当
- 2018年 4 月 同社原子力本部原子力部副部長 原子力企画担当
- 6 月 同社ビジネスサポート本部総務部副部長
- 2020年 4 月 同社ビジネスサポート本部総務部法務室長兼
ビジネスサポート本部総務部法務室付原子力法務タスクフォースリーダー
- 2022年 7 月 同社監査等委員会室長
- 2024年 6 月 当社取締役 監査等委員

現在にいたる

■監査等委員である取締役候補者とした理由

佐藤健氏は、東北電力株式会社に入社以来、法務部門を中心とした業務経験を有し、監査等委員会室長を務めるなど、業務全般に精通しております。2024年6月から当社取締役 監査等委員を務め、東北電力株式会社や当社における豊富な業務経験を有していることから、卓越した見識をもって監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である取締役候補者としたしました。

候補者番号 **2**

やしま とくこ
八島 徳子
(1967年3月22日生)

所有する当社の株式数：1,600株
社外取締役（監査等委員）在任期間：4年



■略歴、地位および担当

1987年 4 月 宮城県入庁（1999年 3 月退庁）
2006年 12 月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所（2014年 6 月退所）
2014年 7 月 八島徳子公認会計士事務所（現 八島徳子公認会計士・税理士事務所）代表
2021年 6 月 当社監査役
2022年 6 月 当社取締役 監査等委員

再 任

現在にいたる

社 外

■重要な兼職の状況

公認会計士、税理士
八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

独立役員

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

八島徳子氏は、会計・税務の専門家としての経験および幅広い見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者といいました。

また、同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■独立性に関する事項

八島徳子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。

また、同氏は、八島徳子公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、取引関係はありません。

候補者番号

3

はなしま のぶゆき

花島 伸行

(1965年5月2日生)

所有する当社の株式数：0株



■略歴、地位および担当

1997年 4 月 仙台弁護士会登録

青葉協同法律事務所（現 弁護士法人青葉法律事務所）入所

2002年 7 月 同事務所 パートナー

現在にいたる

■重要な兼職の状況

弁護士

弁護士法人青葉法律事務所 パートナー

新 任

社 外

独立役員

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花島伸行氏は、法律の専門家としての経験および幅広い見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

また、同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■独立性に関する事項

花島伸行氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。

また、同氏は、弁護士法人青葉法律事務所のパートナーであります。当社と同事務所との間には、取引関係はありません。

候補者番号

4

わたなべ ひろのり

渡邊 浩文

(1965年7月15日生)

所有する当社の株式数：0株



新任

社外

独立役員

■略歴、地位および担当

1992年 4月 早稲田大学理工学部建築学科助手
1995年 4月 東北科学技術短期大学建築設備環境学科専任講師
1998年 10月 東北工業大学工学部建築学科講師
2002年 4月 同大学工学部建築学科助教授
2007年 4月 同大学大学院工学研究科指導准教授
2008年 4月 同大学工学部建築学科教授
同大学大学院工学研究科指導教授
2012年 4月 同大学工学部建築学科長
2014年 4月 学校法人東北工業大学評議員
東北工業大学工学部長
同大学大学院工学研究科長
2016年 4月 学校法人東北工業大学理事（2026年3月退任）
東北工業大学副学長
2021年 4月 同大学学長（2026年3月退任）
2026年 4月 学校法人東北工業大学参与
東北工業大学建築学部建築学科教授

現在にいたる

■重要な兼職の状況

東北工業大学建築学部建築学科教授

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

渡邊浩文氏は、大学学長を務めた経験を有し、大学教授および建築学の専門家としての豊富な経験や卓越した見識から、当社の経営執行等について客観的・中立的な立場で監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

また、同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■独立性に関する事項

渡邊浩文氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の候補者であります。

また、同氏は、東北工業大学建築学部建築学科教授であり、当社と同大学法人との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同大学法人の事業活動収入の0.4%未満であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、佐藤健氏および八島徳子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約では、損害賠償責任の限度額を法令で規定する額としており、両氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、花島伸行氏および渡邊浩文氏が原案どおり選任されますと、当社は、両氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、佐藤健氏および八島徳子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、両氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、花島伸行氏および渡邊浩文氏が原案どおり選任されますと、当社は、両氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。
4. 当社は、当社ならびに取締役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。また、各候補者が原案どおり選任されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 八島徳子氏は、当社社外取締役（監査等委員）就任前に当社社外監査役として1年在任しております。これにより、同氏の社外役員としての通算^{まるやまのぶゆき}在任期間は、5年となります。
6. 花島伸行氏の戸籍上の氏名は、丸山伸行です。

《第2号議案および第3号議案に関するご参考事項》

1. 取締役会の構成および取締役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が承認可決された場合、当社の取締役会の構成は、監査等委員である取締役を含む全11名の取締役のうち、独立社外取締役は6名となり構成比率は54.5%（過半数）、女性取締役は3名となり構成比率は27.3%となります。

また、以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏 名	監査等委員	社 外／ 独立役員	取締役が有するスキル						
			企業経営／ 経営戦略	営 業／ マーケティング	技 術／ 安全・品質管理	法 務／ リスク管理	財 務／ 会 計	国 際 性	サステナビリティ 推 進
阿部 俊徳			●	●		●			
小林 郁見			●	●	●				
三浦 康二			●	●				●	
中西 仁				●	●				●
嘉藤 明美		○	●	●					●
柴田 千春		○	●	●					●
正籬 聡		○	●			●		●	
佐藤 健	○					●	●		●
八島 徳子	○	○				●	●		●
花島 伸行	○	○				●	●		●
渡邊 浩文	○	○	●		●				●

- (注) 1. 各取締役が有するスキルのうち、主なものに「●」印をつけております。
2. 本表は、各取締役が有するすべてのスキルを表すものではありません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者および監査等委員である取締役候補者の指名を行うにあたっての方針

- （１）取締役会は、実効性ある経営体制を構築することおよび実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本とし、取締役の員数は定款に定める17名以内の適切な人数とする。
- （２）取締役の選定および解任にあたり、指名・報酬等諮問委員会において審議し、独立性・客観性を確保する。
- （３）社内取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は、人格、見識、能力、経験、倫理観を有する当社の役員として相応しい者で、専門性や豊富な業務経験、経営全般に関する知見など、バランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。
- （４）社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識のもと、取締役会での適切な意思決定および経営監督が実現できるかどうかを重視して選定する。
- （５）監査等委員である取締役候補者は、経験や見識を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。
- （６）社外取締役候補者は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を判断する。

3. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断しております。社外取締役の選任にあたっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をもとに、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現をはかれるかどうかを重視しております。また、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては、監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した見識をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視しております。

[当社における社外取締役の独立性判断要件]

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役としております。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において上記①、②または③に掲げる者に該当していた者
- ⑤次のaからdまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - a. 上記①から④までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 最近において前b、cまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、米国の通商政策の影響が残るものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により個人消費の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復傾向となりました。

建設業界においては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は緩やかな持ち直しの動きがみられました。

このような状況のもと、当社は「2030ビジョン」および「中期経営計画（2024－2028）」の実現と数値目標の早期達成に向け、創業以来の事業エリアである「東北・新潟」での事業のさらなる深化を前提に、4つの重点事業（「東北・新潟以外」「海外事業」「再エネ関連工事」「リニューアール工事」）を展開し、事業拡大をはかってまいりました。

なお、2024年度の業績において、当初、中期経営計画にて掲げた数値目標のうち、営業利益およびROEを先んじて達成したことから、2025年10月に数値目標の上方修正を行っております。

「東北・新潟」における屋内配線・空調管工事では、地元顧客とのさらなる信頼関係維持・強化に注力するとともに、大型工場・大型商業施設等の受注拡大や付帯する情報通信工事の受注に努めております。電力インフラ設備工事では、送配電設備の計画的な更新工事や基幹送電網の増強・整備工事の確実な受注に加えて、施工体制の早期構築や設計協力・提案営業により競争力を高め、受注拡大に取り組んでおります。

「東北・新潟以外」においては、成長分野であるデータセンター工事の受注拡大や、隣接営業エリアへの進出に取り組んでまいりました。

人財の維持・育成においては、「ユアテック人財戦略」の主要施策（「人財確保」「人財育成」「労働環境」「エンゲージメント」）を継続的に展開するとともに、デジタル技術の活用では、経理業務のスマートデバイス対応や契約業務の電子化拡大などの継続的なDXの推進により、経営基盤の強化をはかってまいりました。

以上の結果、当期の連結売上高は、当社で大型工事の進捗が当初の想定を下回ったことに加え、海外子会社において大型工事の受注が想定よりも遅れたことなどにより2,522億6千2百万円（前期比1.9%減）となりました。

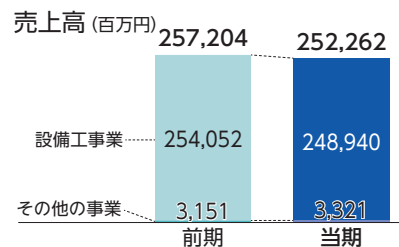
また、利益面につきましては、原価管理の徹底による工事採算性の向上により、連結営業利益は180億3千8百万円（前期比11.4%増）、連結経常利益は189億1百万円（前期比9.2%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、SIGMA ENGINEERING JSCに係るのれんの一時償却、顧客関連資産および事業用資産の減損処理に伴う特別損失を計上したことにより103億2千5百万円（前期比13.8%減）となりました。

a. 企業グループの当期売上高

（単位：百万円）

区 分	当期売上高
設 備 工 事 業	248,940
そ の 他 の 事 業	3,321
合 計	252,262

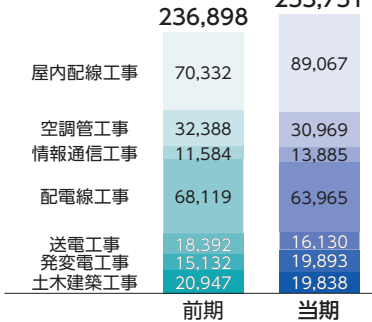


b. 当社の当期受注工事高・完成工事高および繰越工事高

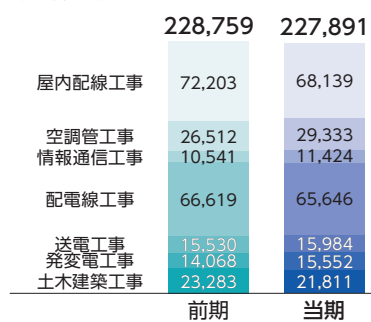
(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
屋 内 配 線 工 事	61,133	89,067	68,139	82,061
空 調 管 工 事	26,786	30,969	29,333	28,423
情 報 通 信 工 事	5,074	13,885	11,424	7,535
配 電 線 工 事	25,960	63,965	65,646	24,279
送 電 工 事	11,051	16,130	15,984	11,197
発 変 電 工 事	16,567	19,893	15,552	20,908
土 木 建 築 工 事	12,308	19,838	21,811	10,335
合 計	158,881	253,751	227,891	184,741

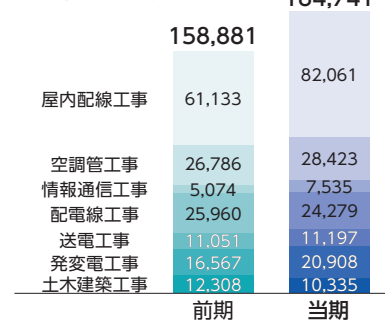
受注工事高 (百万円)



完成工事高 (百万円)



次期繰越工事高 (百万円)



(2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、海外情勢の動向による景気の下振れリスクがあるものの、雇用・所得環境の改善や政府の物価高対策により、緩やかな持ち直しが続くことが期待されます。

建設業界においては、若年層の業界離れや高齢化による人手不足が顕在化している一方、公共投資は政府による補正予算の効果もあり底堅く推移していくことが見込まれ、民間設備投資は省力化投資やデジタル関連投資を中心に増加が続くと見込まれます。

このような状況のもと、「中期経営計画（2024－2028）」の実現と数値目標の早期達成に向け、5つの基本戦略・主要施策をグループ一丸となって展開してまいります。

[中期経営計画（2024－2028）]

・2028年度数値目標：連結売上高 2,800億円、連結営業利益 200億円、ROE 9.0%

当社は、創業以来の事業エリアである「東北・新潟」での事業のさらなる深化を前提に、4つの重点事業（「東北・新潟以外」「海外事業」「再エネ関連工事」「リニューアル工事」）の展開により事業拡大を加速してまいります。

具体的には、「東北・新潟」における屋内配線・空調管工事では、地元顧客とのさらなる信頼関係維持・強化に注力するとともに、大型工場・大型商業施設等の受注拡大や付帯する情報通信工事の受注に努めてまいります。電力インフラ設備工事では、送配電設備の計画的な更新工事や基幹送電網の増強・整備工事の確実な受注に加え、さらなる受注拡大に向けて、施工体制の早期構築、設計協力および提案営業により競争力の強化に努めてまいります。

「東北・新潟以外」においては、成長分野であるデータセンター工事の受注拡大や、隣接営業エリアへの進出に取り組んでまいります。

「海外事業」においては、連結子会社「SIGMA ENGINEERING JSC」において、コロナ禍の影響や風力発電市場への投資停滞により、買収時の想定から収益性が低下したため事業計画を見直した結果、特別損失を計上するに至ったことを踏まえ、同社の中核事業である屋内配線・空調管工事での受注時採算性の向上、および今後活性化が見込まれる再エネ関連工事への積極的な営業展開による受注・収益の拡大に取り組んでまいります。また、政府開発援助（ODA）工事では、引き続き受注拡大に向け積極的に取り組んでまいります。

「再エネ関連工事」においては、コスト高騰や規制強化に伴う許認可の遅れ等により、当社が受注に至るまでには時間を要すると見込んでおりますが、再エネ関連工事の将来性は依然高いことを踏まえ、早期情報収集による事業主への調査・設計協力など営業活動の強化に努めてまいります。

「リニューアル工事」においては、お客さまの設備更新ニーズを捉えた積極的な提案活動や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた技術提案の強化により受注拡大に取り組んでまいります。

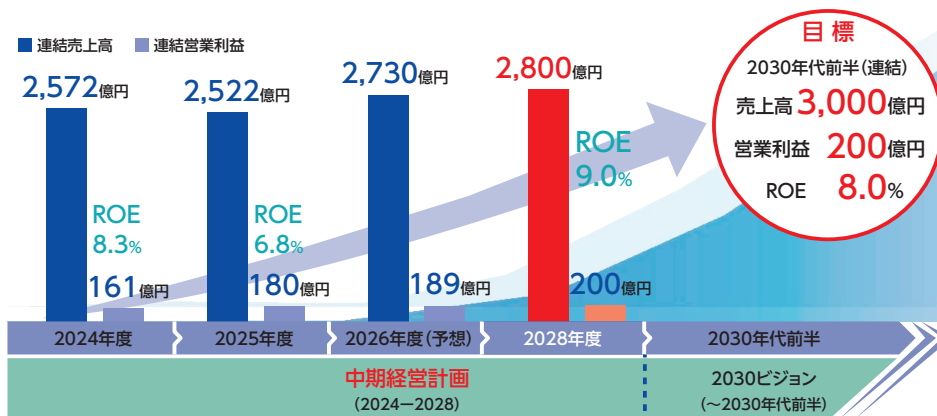
さらに、施工体制強化委員会での議論を踏まえた協力会社への支援や直営体制、グループ会社の強化ならびにIT・DX推進による生産性向上など、施工体制の強化に向けた施策展開に注力してまいります。

当社は、引き続き、中期経営計画期間内のキャピタル・アロケーション方針に基づき、「事業投資」「設備投資」「人財投資」「IT・DX投資」などへの効果的な成長投資と株主還元を両立させた経営資源の配分を行い、企業価値の向上に努めてまいります。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画（2024－2028）の進捗

- ・さらなる収益拡大と資本効率の向上を目指し、各数値目標を引き上げ
- ・2030ビジョンの数値目標は、今後の経営環境の動向や適切な時機を見極め、必要に応じて見直し

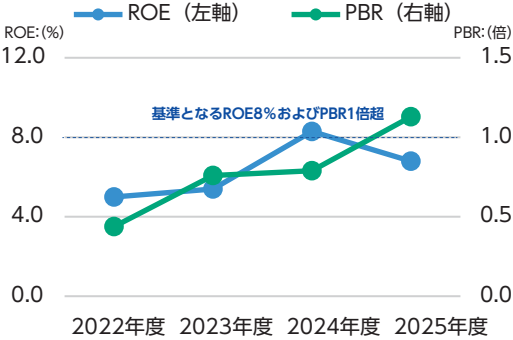


資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて

当社は、市場において最低水準とされるROE8.0%、PBR 1 倍超を目指し、各種施策に取り組みました。その結果、2025年度は、特別損失の計上によりROEは6.8%にとどまった一方、PBRは1.13倍と1 倍を上回る水準となりました。

収益性の向上については、総額800億円規模の成長投資、資本構成の最適化に向けては、総額400億円規模の株主還元に取り組んでいく計画です。

ROEおよびPBR の推移



キャピタル・アロケーション（中期経営計画（2024－2028）期間内）

キャッシュイン	キャッシュアウト
資金調達 約550億円 営業CF 約650億円	成長投資 総額 約800億円 株主還元 総額 約400億円 (300億円)^{※2}
	事業投資 約280億円 設備投資 約270億円 人財投資 約150億円 IT・DX投資 約100億円 配当^{※1} 約270億円 (200億円) 自己株式取得^{※1} 約130億円 (100億円)
	- 既存事業の深化 - 成長分野への取り組み加速 - 事業所や工事用設備 - ZEB仕様の事業所、EV導入など、環境投資へ130億円超を投入 - 人財確保および人財育成 - 労働環境の改善、エンゲージメント向上 - 企業競争力の強化に資するIT・DX化の推進 「配当性向40%以上」の基本方針を継続予定 - 安定的な配当を実施 - 中期経営計画期間内の利益のうち、10～20%程度の金額で自己株式を取得予定

※1 記載している金額は、2025年9月末現在の当社試算値であり、今後の業績によって増減する可能性があります。

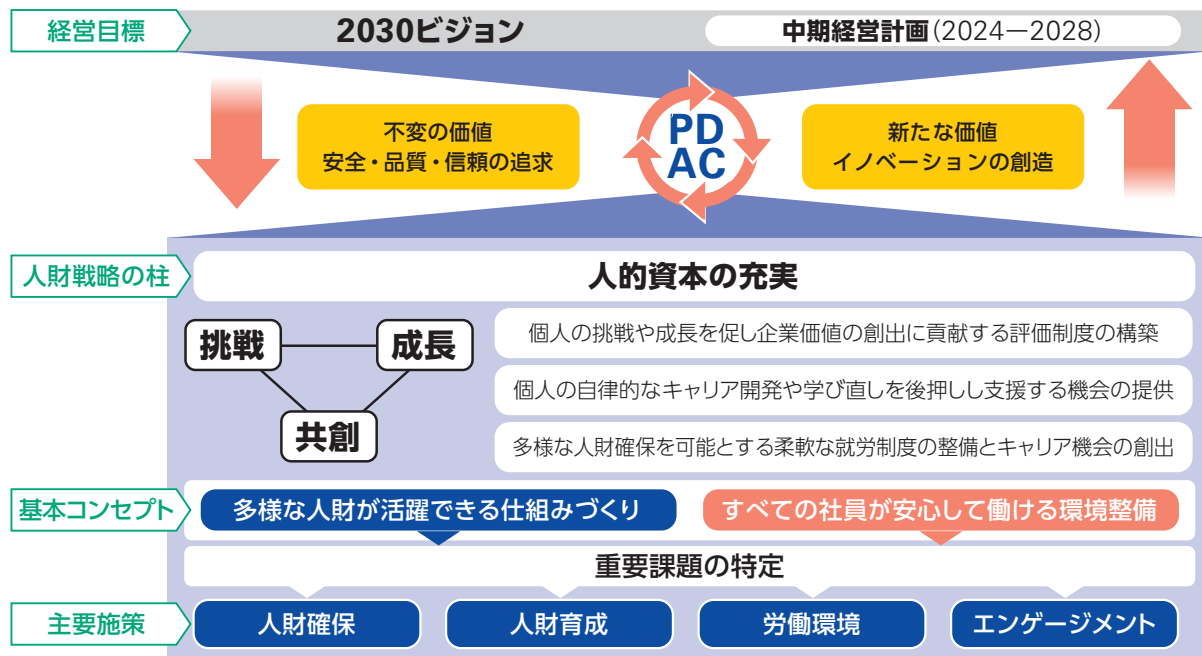
※2 上記表における括弧内には、2024年10月公表時の金額を記載しております。

人財戦略

当社の価値創造の源泉は人財であり、前述の中期経営計画の数値目標達成に向け、多様な人財が活躍できる仕組みづくりと、すべての社員が積極的に挑戦し続け夢と誇りを持ち、安心して働くことができる環境整備が大切であると考えます。

この考えに基づき、当社では、2024年10月に「ユアテック人財戦略」を策定いたしました。主要施策として、人財確保、人財育成、労働環境およびエンゲージメントの4つのテーマを設定し、各種検討・施策展開を進めております。

人財戦略の全体像



主な導入実績と今後の展開予定

2024年度	2025年度	2026年度
- 奨学金返還支援制度の導入 - ジョブ・リターン制度の見直し - 第二新卒等採用手段拡張	1on1ミーティング導入 65歳定年制の導入 - 新・再雇用制度の導入 - 職能分類制度・職能等級制度見直し - エンゲージメントアンケートの実施	- 新たな人事制度の導入 - 資格取得褒賞金等の見直し - 勤務地希望制度の導入 - エンゲージメントアンケートの実施

施工体制強化委員会の設置

当社は、施工力の確保に向けた取り組みの一環として、2025年4月1日に「施工体制強化委員会」を設置いたしました。

本委員会では、各部門における現状認識や課題について把握し、その取り組み状況を全社大で共有するとともに、全社横断的に審議すべき検討課題を抽出しております。

また、課題の解決に向けて、短期および中長期の時間軸を踏まえながら、解決策の方向性を見定め、強化策を策定することを目的としております。

■「施工体制のあるべき姿」を描いたうえで、5つのテーマを設定し、課題解決に向けた取り組みを検討



サステナビリティへの取り組み

当社グループは、サステナビリティの推進を優先的に取り組むべき経営上の重要課題と位置付け、「ユアテックグループサステナビリティ方針」のもと、事業を通じて地域や社会が直面する課題の解決に努め、未来世代にわたるステークホルダーとともに、社会の持続的発展と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

ユアテックグループサステナビリティ方針

ユアテックグループは、「安全・品質・信頼」の追求のもと、「technology (技術)」を通じて地域や社会が直面する課題を解決し、社会の持続的発展に貢献するとともに当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

	マテリアリティ	主要課題	関連するSDGs
E 環境	カーボンニュートラルへの挑戦	- 事業における温室効果ガスの排出抑制 - お客さまへの省エネ提案や再生可能エネルギー関連工事の拡大	  
	地球環境の保全	- 循環型社会の形成 - 生物多様性の保全	    
S 社会	レジリエントな地域社会や社会インフラの構築	- 強靱で持続可能な街づくりへの寄与 - 大規模災害への対応	    
	海外インフラへの貢献	進出国を中心とした社会インフラの整備	   
	イキイキと働く職場づくりを通じた従業員エンゲージメントの追求	- ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進 - 働きやすさ・働き甲斐・生産性の向上 - 人財の育成と技術継承 - 健康経営の推進	    
	人権の尊重	- 労働安全の確保 - 差別・ハラスメントの防止 - 様々なステークホルダーの人権尊重	    
G ガバナンス	健全で透明性のある企業経営	- 健全な経営基盤の強化 - 企業倫理・法令遵守の徹底 - 情報セキュリティの確保 - ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの充実 - 施工品質の追求 - リスクの特定と管理・対応	  

ご 参 考

当社のサステナビリティに関する取り組みの詳細については、当社ウェブサイトにおける「サステナビリティ」および「ユアテック統合報告書2025」に掲載しておりますので、以下のURLからご覧ください。

サステナビリティ

<https://www.yurtec.co.jp/sustainability/>



ユアテック統合報告書2025

https://www.yurtec.co.jp/ir/integrated_report.html



自社事業所へのZEB導入

当社は、事業における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みの一環として、2022年度以降に新築する自社事業所について、「ZEB Ready」以上の性能を確保する方針としております。

この方針のもと、2023年4月に大船渡営業所（ZEB Ready※）を竣工したほか、2026年1月には宮古営業所（ZEB Ready※）、同年3月には山形支社・山形中央営業所（Nearly ZEB※）を竣工いたしました。

今後は、自社事業所へのZEB導入を通じてエネルギー消費量および温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、設備検討および実計測を通じて蓄積したZEB設計技術を活かし、お客さまへのZEB化提案などの営業活動にも活用してまいります。

※「ZEB Ready」とは①に適合した建築物、「Nearly ZEB」とは①および②に適合した建築物をいいます。

①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く）

②基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減（再生可能エネルギーの創エネによる削減量を含む）



山形支社・山形中央営業所の外観

CDP質問書への回答

CDPは、2000年に設立された国際的な環境非営利団体であり、企業等における気候変動や水資源などの環境分野に関する情報開示を促進するとともに、提出された回答内容に基づいて評価・ランク付けを行っております。

当社は2023年度よりCDP質問書への回答を開始しており、2025年度には、「気候変動」および「水セキュリティ」の分野において、それぞれ「B」の評価を取得しました。

CDPのスコアは8段階（A、A-、B、B-、C、C-、D、D-）で構成され、今回取得した「B」スコアはマネジメントレベル「環境課題に対する自社の影響を認識したうえで、適切な環境マネジメントに基づく行動を実施している企業」と評価されたことを示すものです。



健康経営の推進

当社は、従業員の健康の保持・増進が企業の発展には不可欠であるという考えから、2021年4月に「健康経営宣言」を発信し、健康管理を経営的視点で戦略的に実施する「健康経営」に取り組んでおり、「健康経営優良法人認定制度」において、5年連続となる「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」に認定されております。

また、従業員の疾病予防および受動喫煙防止を図るため、2024年10月より全事業所において敷地内全面禁煙を実施しております。



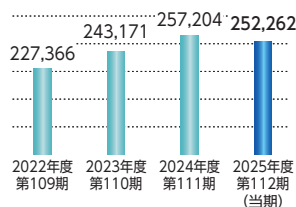
(3) 財産および損益の状況の推移

a. 企業グループの財産および損益の状況の推移

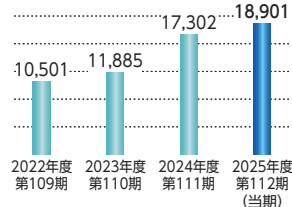
(単位：百万円)

区 分	2022年度 第109期	2023年度 第110期	2024年度 第111期	2025年度 第112期 (当期)
売上高	227,366	243,171	257,204	252,262
経常利益	10,501	11,885	17,302	18,901
親会社株主に帰属する当期純利益	6,561	7,510	11,982	10,325
1株当たり当期純利益	91円67銭	104円83銭	169円92銭	150円34銭
総資産	221,400	231,479	233,554	228,948
純資産	134,488	142,406	147,713	155,356

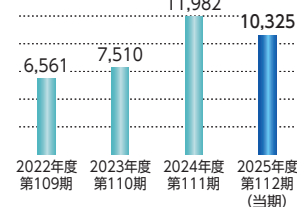
売上高 (百万円)



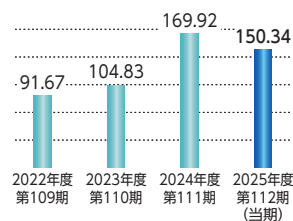
経常利益 (百万円)



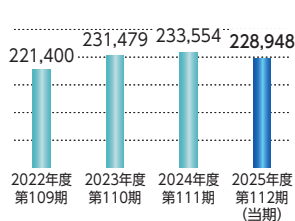
親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



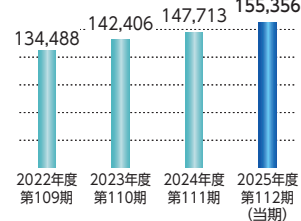
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)

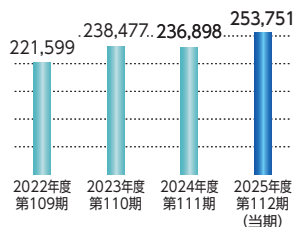


b. 当社の財産および損益の状況の推移

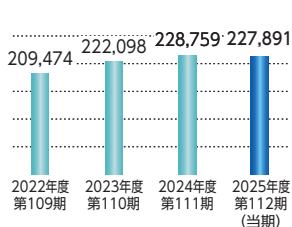
(単位：百万円)

区 分	2022年度 第109期	2023年度 第110期	2024年度 第111期	2025年度 第112期 (当期)
受 注 工 事 高	221,599	238,477	236,898	253,751
完 成 工 事 高	209,474	222,098	228,759	227,891
経 常 利 益	10,477	11,513	15,310	18,051
当 期 純 利 益	7,206	7,380	10,926	8,361
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	100円70銭	103円03銭	154円94銭	121円74銭
総 資 産	195,060	204,381	202,422	194,721
純 資 産	117,748	123,612	126,507	130,282

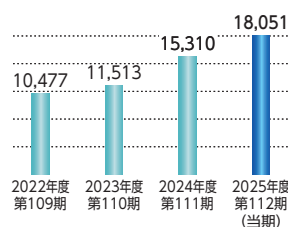
受注工事高 (百万円)



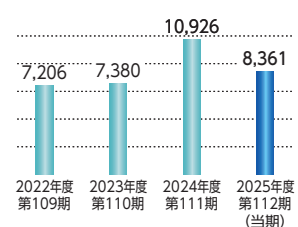
完成工事高 (百万円)



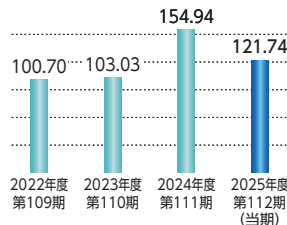
経常利益 (百万円)



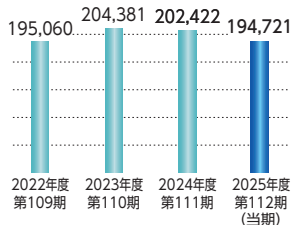
当期純利益 (百万円)



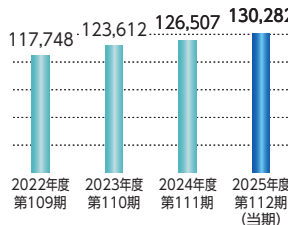
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(4) 設備投資および資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は83億9千9百万円であり、その主なものは、事業用の建物および工事用の機械・車両・工具の取得によるものです。

資金調達について、特記すべき事項はありません。

(5) 重要な子会社の状況等

a. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	事 業 内 容
株 式 会 社 ト ー ク ス	90百万円	100.00 %	警 備 業 ・ 不 動 産 業
株 式 会 社 ニ ュ ー リ ー ス	50	100.00	リ ー ス 業
株 式 会 社 ュ ー ト ス	35	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアテックサービス	20	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアテック宮城サービス	30	100.00	設 備 工 事 業
株 式 会 社 テ ク ス 福 島	28	100.00	設 備 工 事 業
グリーンリサイクル株式会社	100	100.00	廃 棄 物 処 理 業
株式会社アクアクララ東北	50	90.00	清 涼 飲 料 製 造 業
株式会社ユアソーラー富谷	100	95.00	電 気 事 業
株式会社ユアソーラー保原	35	100.00	電 気 事 業
株式会社ユアテック配電テクノ	30	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアテック関東サービス	60	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアソーラー蔵王	10	90.00	電 気 事 業
空 調 企 業 株 式 会 社	40	100.00	設 備 工 事 業
YURTEC VIETNAM CO.,LTD.	422万USD	100.00	設 備 工 事 業
SIGMA ENGINEERING JSC	160,000百万VND	95.00	設 備 工 事 業

b. その他の重要な関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への 議決権比率	事 業 内 容	主な取引の関係
東北電力株式会社	251,441百万円	39.24 %	電 気 事 業	電気工事等の請負

(6) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

企業グループは、主な事業内容として、設備工事業、警備業、不動産業、リース業、廃棄物処理業、清涼飲料製造業、電気事業等を営んでおります。

なお、当社は、建設業法により特定建設業者（(特－4)第1902号）および一般建設業者（(般－4)第1902号）として国土交通大臣許可を受け、屋内電気設備工事・配電線工事・送電線工事・発電設備工事など電気工事全般、空調設備工事および給排水・衛生設備工事など管工事全般、情報通信（電気通信）工事ならびに土木・建築工事を請負施工しております。また、これらの事業のほかに測量・測水および地質調査ならびに電気機械器具および工事材料の販売を行っております。

(7) 主要拠点（2026年3月31日現在）

a. 当社の主要な事業所の所在地

事業所名				所在地			
本		社		宮	城	県	仙台市
東	京	本	部	東	京	都	千代田区
青	森	支	社	青	森	県	青森市
岩	手	支	社	岩	手	県	盛岡市
秋	田	支	社	秋	田	県	秋田市
宮	城	支	社	宮	城	県	仙台市
山	形	支	社	山	形	県	山形市
福	島	支	社	福	島	県	福島市
新	潟	支	社	新	潟	県	新潟市
北	海	道	支	北	海	道	札幌市
東	京	支	社	東	京	都	千代田区
横	浜	支	社	神	奈	川	県横浜市
大	阪	支	社	大	阪	府	大阪府

(注) 上記のほか、営業所等が67箇所あります。

b. 重要な子会社の本社所在地

会 社 名	本 社 所 在 地
株 式 会 社 ト ー ク ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ニ ュ ー リ ー ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ュ ー ト ス	宮 城 県 岩 沼 市
株 式 会 社 ュ ア テ ッ ク サ ー ビ ス	山 形 県 山 形 市
株 式 会 社 ュ ア テ ッ ク 宮 城 サ ー ビ ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 テ ク ス 福 島	福 島 県 郡 山 市
グ リ ー ン リ サ イ ク ル 株 式 会 社	宮 城 県 富 谷 市
株 式 会 社 ア ク ア ク ラ ラ 東 北	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ュ ア ソ ー ラ ー 富 谷	宮 城 県 富 谷 市
株 式 会 社 ュ ア ソ ー ラ ー 保 原	福 島 県 伊 達 市
株 式 会 社 ュ ア テ ッ ク 配 電 テ ク ノ	新 潟 県 三 条 市
株 式 会 社 ュ ア テ ッ ク 関 東 サ ー ビ ス	埼 玉 県 川 口 市
株 式 会 社 ュ ア ソ ー ラ ー 蔵 王	宮 城 県 刈 田 郡 蔵 王 町
空 調 企 業 株 式 会 社	宮 城 県 仙 台 市
YURTEC VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
SIGMA ENGINEERING JSC	ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(8) 従業員の状況 (2026年 3月31日現在)

a. 企業グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数			前期末比増減
	設備工事業	その他の事業	合 計	
男 性	4,821 名	369 名	5,190 名	△34 名
女 性	552	76	628	11
合 計	5,373	445	5,818	△23

b. 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	3,539 名	42 名	41.9 歳	18.7 年
女 性	318	4	40.4	17.5
合 計	3,857	46	41.7	18.6

(9) 主要な借入先 (2026年 3月31日現在)

企業グループの主要な借入先、借入金残高は、次のとおりであります。

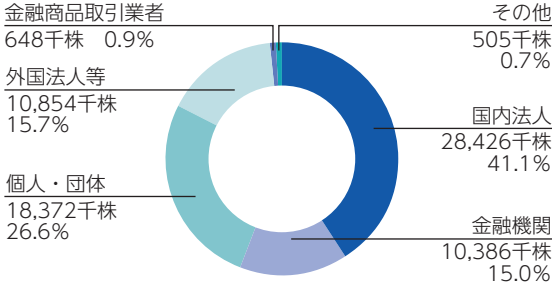
(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社仙台銀行	1,510
株式会社みずほ銀行	1,160
株式会社七十七銀行	1,060
株式会社東邦銀行	700
株式会社第四北越銀行	520

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,191,462株
(自己株式504,651株を含む。)
- (3) 株 主 数 10,033名

■ 所有者別株式分布状況



(4) 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
東北電力株式会社	26,915 千株	39.19 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,809	7.00
ユアテック従業員持株会	4,717	6.87
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,542	2.25
日本生命保険相互会社	1,381	2.01
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/ LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	995	1.45
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	980	1.43
株式会社七十七銀行	942	1.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	817	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	781	1.14

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（504,651株）を控除して計算しております。
2. 上記株主名の表記は、総株主通知に基づいて記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりであります。

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に、当社の中長期的な企業価値の向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

役 員 区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	7,290株	4名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	阿 部 俊 徳	株式会社岩手銀行 社外取締役
取締役社長 社長執行役員	小 林 郁 見	
取締役 専務執行役員	三 浦 康 二	営業本部長
取締役 専務執行役員	鈴 木 康 弘	コンプライアンス推進担当、危機管理担当、IR担当
取締役	嘉 藤 明 美	株式会社鐘崎 取締役社長
取締役	玉 井 忠 幸	日本BS放送株式会社 取締役社長
取締役	柴 田 千 春	第一商事株式会社 取締役社長 株式会社北日本銀行 社外取締役監査等委員
取締役 常勤監査等委員	佐 藤 健	
取締役 監査等委員	小 野 浩 一	弁護士 東二番丁通法律事務所 代表
取締役 監査等委員	高 浦 康 有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
取締役 監査等委員	八 島 徳 子	公認会計士、税理士 八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役阿部俊徳、小林郁見および三浦康二は、いずれも代表取締役であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いずれも2025年6月27日開催の第111回定時株主総会において選任されました。
3. 監査等委員である取締役は、いずれも2024年6月25日開催の第110回定時株主総会において選任されました。
4. 取締役太田良治、高杉和郎および高野恵一は、2025年6月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

5. 当事業年度中に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況	異動日
玉 井 忠 幸	株式会社宮城テレビ放送 取締役会長	2025年10月31日退任
	日本BS放送株式会社 顧問	2025年11月1日就任
	日本BS放送株式会社 取締役社長	2025年11月19日就任

6. 当事業年度中に辞任した取締役は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	辞任日
鈴 木 康 弘	取締役 専務執行役員	2026年3月31日

7. 取締役嘉藤明美、玉井忠幸および柴田千春ならびに監査等委員である取締役小野浩一、高浦康有および八島徳子は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
8. 常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席ならびに内部監査部門との十分な連携をはかることにより、監査・監督機能の実効性を高めるためであります。
9. 監査等委員である取締役小野浩一は、東二番丁通法律事務所の代表を務める弁護士であり、企業法務に精通しております。
10. 監査等委員である取締役高浦康有は、東北大学大学院経済学研究科の准教授であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 監査等委員である取締役八島徳子は、八島徳子公認会計士・税理士事務所の代表を務める公認会計士および税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
12. 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係については、後記「(6) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(ご参考) 取締役の氏名等 (2026年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	阿 部 俊 徳	株式会社岩手銀行 社外取締役
取締役社長 社長執行役員	小 林 郁 見	
取締役 専務執行役員	三 浦 康 二	営業本部長
取締役	嘉 藤 明 美	株式会社鐘崎 取締役社長
取締役	玉 井 忠 幸	日本BS放送株式会社 取締役社長
取締役	柴 田 千 春	第一商事株式会社 取締役社長 株式会社北日本銀行 社外取締役監査等委員
取締役 常勤監査等委員	佐 藤 健	
取締役 監査等委員	小 野 浩 一	弁護士 東二番丁通法律事務所 代表
取締役 監査等委員	高 浦 康 有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
取締役 監査等委員	八 島 徳 子	公認会計士、税理士 八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、損害賠償責任の限度額を法令で規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」の表中に記載の取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、適正性確保のため、契約の締結には、社外取締役全員の賛成を条件とすること等の措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社ならびに取締役、執行役員および管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しておりますが、適正性確保のため、契約の締結には、社外取締役全員の賛成を条件とすることとし、支払限度額と免責額を設定すること等の措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するにあたっての方針等

(a)取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬としての賞与ならびに譲渡制限付株式報酬で構成する。

ただし、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとする。

(b)個人別の報酬の額または算定方法の決定および支給時期に関する方針

i. 固定報酬

個人別の報酬額は、中長期的な経営環境や経営方針等を総合的に勘案のうえ、役職に応じた適切な水準とし、毎月金銭にて支給する。

ii. 賞与

中期経営計画を踏まえた重要な指標である連結営業利益に応じて変動する報酬制度とする。

個人別の報酬額は、役職に応じた固定報酬に基づき基準額を定め、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合に応じて75%～125%の範囲内で調整することと定めた基準に基づき決定し、毎年6月の取締役の任期満了後に金銭にて支給する。

iii. 譲渡制限付株式報酬

個人別の支給株式数は、役職に応じた固定報酬に基づき基準額を定め、株式の割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価に基づき決定し、取締役就任から1か月以内に取締役会で株式の割当決議を行い、当該決議日からさらに1か月以内に株式を支給する。

(c)個人別の報酬の支給割合の決定に関する方針

報酬が企業価値の向上をはかるインセンティブとして有効に機能するよう、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬と業績連動報酬等（賞与および譲渡制限付株式報酬）の支給割合は、目標達成時において、それぞれ7割程度と3割程度（賞与2割程度および譲渡制限付株式報酬1割程度）とする。

ただし、社外取締役については、固定報酬のみとする。

(d)個人別の報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬および業績連動報酬等（賞与および譲渡制限付株式報酬）は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、株主総会において承認された総額の範囲内で、取締役会の決議にて決定する。

(e)決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容に係る決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において審議した後、取締役会の決議により決定する。

b. 監査等委員である取締役の報酬を決定するにあたっての方針等

監査等委員である取締役の報酬の内容に係る決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬としての月額報酬のみとし、毎月金銭にて支給する。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

c. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

役員区分	種 類	概 要	株主総会決議	決議日時点の 役 員 の 員 数
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	固定報酬	総額 年額 2 億円以内 (うち社外取締役2,000万円以内)	第108回定時株主総会 (2022年6月24日開催)	11名 (うち社外取締役2名)
	賞 与	総額 年額 1 億円以内 (社外取締役を除く。)		9名 (社外取締役を除く。)
	譲渡制限付 株式報酬	総額 年額5,000万円以内、年10万株以内 (社外取締役を除く。)		9名 (社外取締役を除く。)
監査等委員である 取 締 役	固定報酬	総額 年額6,000万円以内		4名

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含んでおりません。
2. 譲渡制限付株式報酬として割り当てる株式は、発行または処分される当社普通株式であります。

d. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会において、役職毎の報酬が決定方針に照らし適切であるかの審議を踏まえ、取締役会にて判断しております。

e. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	159 (16)	114 (16)	29 (－)	15 (－)	10 (4)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	42 (18)	42 (18)	－	－	4 (3)
合 計 （うち社外取締役）	202 (34)	157 (34)	29 (－)	15 (－)	14 (7)

- (注) 1. 上記には、2025年6月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名および2026年3月31日をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対して支給した報酬等を含んでおります。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益であり、当該指標を設定した理由および算定方法は、前記「a. (b) ii. 賞与」に記載のとおりであります。また、当事業年度における当該指標の実績値は180億円となっております。
3. 業績連動報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4. 非金銭報酬として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況およびその内容は、前記「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」および「c. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
5. 上記のほか、2022年6月24日開催の第108回定時株主総会決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当期中に退任した取締役1名に対し、30百万円を支給しております。なお、この金額は、過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額であります。

(6) 社外役員に関する事項

a. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	嘉 藤 明 美	株式会社鐘崎 取締役社長
	玉 井 忠 幸	株式会社宮城テレビ放送 取締役会長 (2025年10月31日退任) 日本BS放送株式会社 顧問 (2025年11月1日就任) 日本BS放送株式会社 取締役社長 (2025年11月19日就任)
	柴 田 千 春	第一商事株式会社 取締役社長 株式会社北日本銀行 社外取締役監査等委員
監査等委員である 取締役	小 野 浩 一	弁護士 東二番丁通法律事務所 代表
	高 浦 康 有	東北大学大学院経済学研究科 准教授
	八 島 徳 子	公認会計士、税理士 八島徳子公認会計士・税理士事務所 代表

- (注) 1. 株式会社宮城テレビ放送と当社との間には、工事請負契約や広告宣伝等に係る取引関係がありましたが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同社の売上高の0.1%未満であります。
2. 株式会社北日本銀行と当社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同行の売上高の0.1%未満であります。
3. 国立大学法人東北大学と当社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同大学法人の事業活動収入の0.1%未満であります。
4. その他の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

b. 社外役員の主な活動状況

(a) 取締役会等への出席状況および発言状況

地 位	氏 名	出 席 状 況	発言その他の活動状況
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	嘉 藤 明 美	取 締 役 会 12回中12回 (100%)	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	玉 井 忠 幸	取 締 役 会 10回中8回 (80%)	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	柴 田 千 春	取 締 役 会 10回中10回 (100%)	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
監査等委員である 取 締 役	小 野 浩 一	取 締 役 会 12回中12回 (100%) 監 査 等 委 員 会 12回中12回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	高 浦 康 有	取 締 役 会 12回中12回 (100%) 監 査 等 委 員 会 12回中12回 (100%)	大学准教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	八 島 徳 子	取 締 役 会 12回中12回 (100%) 監 査 等 委 員 会 12回中12回 (100%)	公認会計士および税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

(注) 取締役玉井忠幸および柴田千春の取締役会への出席状況は、2025年6月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

(b) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	概 要
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	嘉 藤 明 美	少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督することを期待されております。 当該観点から取締役会において、当社の中期経営計画や事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会の委員として重要な役割を果たしております。
	玉 井 忠 幸	少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督することを期待されております。 当該観点から取締役会において、当社の中期経営計画や事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会の委員およびグループ会社間取引諮問委員会の委員長として重要な役割を果たしております。
	柴 田 千 春	少数株主を含むすべての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する独立の立場に立った客観的な視点で、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、経営方針や事業に関する助言・監督することを期待されております。 当該観点から取締役会において、当社の中期経営計画や事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。

地 位	氏 名	概 要
監査等委員である 取締役	小 野 浩 一	法律の専門家としての豊富な経験および幅広い見識を活かして、当社の経営執行等について独立社外役員としての客観的・中立的な立場から監査・監督することを期待されております。 当該観点から取締役会および監査等委員会において、当社の事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、指名・報酬等諮問委員会およびグループ会社間取引諮問委員会の委員として重要な役割を果たしております。
	高 浦 康 有	経営・経済学の専門家としての豊富な経験および卓越した見識を活かして、当社の経営執行等について独立社外役員としての客観的・中立的な立場から監査・監督することを期待されております。 当該観点から取締役会および監査等委員会において、当社の事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、グループ会社間取引諮問委員会の委員として重要な役割を果たしております。
	八 島 徳 子	会計・税務の専門家としての豊富な経験および幅広い見識を活かして、当社の経営執行等について独立社外役員としての客観的・中立的な立場から監査・監督することを期待されております。 当該観点から取締役会および監査等委員会において、当社の事業のリスク管理等に関して積極的な提言を行うなど、議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、グループ会社間取引諮問委員会の委員として重要な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

a. 当社が支払うべき報酬等の額	66百万円
b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記 a. の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する「YURTEC VIETNAM CO.,LTD.」および「SIGMA ENGINEERING JSC」は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームによる監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査等委員会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	146,772	流 動 負 債	52,530
現 金 預 金	42,095	工 事 未 払 金 等	26,957
受取手形・完成工事未収入金等	83,207	短 期 借 入 金	2,870
電 子 記 録 債 権	5,328	未 払 法 人 税 等	4,784
リース債権及びリース投資資産	4,479	未 成 工 事 受 入 金	5,784
有 価 証 券	5,188	工 事 損 失 引 当 金	241
未 成 工 事 支 出 金	1,185	役 員 賞 与 引 当 金	95
材 料 貯 蔵 品	2,906	そ の 他	11,797
そ の 他	3,754	固 定 負 債	21,062
貸 倒 引 当 金	△1,373	長 期 借 入 金	5,410
固 定 資 産	82,176	再評価に係る繰延税金負債	1,303
有 形 固 定 資 産	52,771	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	45
建 物 ・ 構 築 物	22,479	退 職 給 付 に 係 る 負 債	13,687
機械・運搬具・工具器具備品	9,065	そ の 他	616
土 地	20,490	負 債 合 計	73,592
そ の 他	736	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	3,114	株 主 資 本	148,342
投資その他の資産	26,290	資 本 金	7,803
投 資 有 価 証 券	12,438	資 本 剰 余 金	7,892
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,828	利 益 剰 余 金	132,914
繰 延 税 金 資 産	5,174	自 己 株 式	△268
そ の 他	1,057	その他の包括利益累計額	6,946
貸 倒 引 当 金	△207	その他有価証券評価差額金	1,712
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,270
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,035
		退職給付に係る調整累計額	6,470
		非 支 配 株 主 持 分	66
		純 資 産 合 計	155,356
資 産 合 計	228,948	負 債 純 資 産 合 計	228,948

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		252,262
売上原価		209,670
売上総利益		42,591
販売費及び一般管理費		24,553
営業利益		18,038
営業外収益		1,051
受取利息及び配当金	509	
受取賃貸料	251	
受取手数料	108	
その他の	182	188
営業外費用		
支払利息	27	
為替差損	124	
遊休資産諸費用	27	
その他の	8	
経常利益		18,901
特別利益		15
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	15	3,079
特別損失		
減損損失	959	
のれん償却額	2,017	
その他の	103	15,837
税金等調整前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	6,144	5,507
法人税等調整額	△637	
当期純利益		10,330
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		10,325

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産		123,244		流 動 負 債		43,010	
現金預金		27,486		工事未払金		24,513	
受取手形		359		リース債務		998	
電子記録債権		5,263		未払法人税等		4,333	
完成工事未収入金		70,028		未成工事受入金		3,768	
有価証券		4,988		工事損失引当金		241	
未成工事支出金		808		役員賞与引当金		29	
短期貸付金		9,818		その他の		9,126	
そ貸倒引当金		5,006		固 定 負 債		21,428	
		△515		リース債務		3,057	
固 定 資 産		71,476		再評価に係る繰延税金負債		1,303	
有形固定資産		43,219		退職給付引当金		16,706	
建物・構築物		21,104		その他の		361	
機械・運搬具		232		負 債 合 計		64,438	
工具器具・備品		893		純 資 産 の 部			
土地		17,206		株 主 資 本		130,851	
リース資産		3,419		資 本 金		7,803	
建設仮勘定		363		資 本 剰 余 金		7,854	
無 形 固 定 資 産		2,166		資 本 準 備 金		7,812	
投資その他の資産		26,090		その 他 資 本 剰 余 金		42	
投資有価証券		12,407		利 益 剰 余 金		115,460	
関係会社株式		3,101		利 益 準 備 金		1,088	
長期貸付金		311		その 他 利 益 剰 余 金		114,372	
破産更生債権等		25		固定資産圧縮積立金		179	
長期前払費用		24		別 途 積 立 金		100,100	
繰延税金資産		7,569		繰越利益剰余金		14,092	
その他の		2,810		自 己 株 式		△268	
貸倒引当金		△159		評価・換算差額等		△568	
				その他有価証券評価差額金		1,702	
				土地再評価差額金		△2,270	
資 産 合 計		194,721		純 資 産 合 計		130,282	
				負 債 純 資 産 合 計		194,721	

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		227,891
完 成 工 事 原 価		189,818
完 成 工 事 総 利 益		38,073
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,423
営 業 利 益		16,650
営 業 外 収 益		2,093
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,259	
受 取 賃 貸 料	359	
そ の 他	474	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	149	692
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	508	
そ の 他	34	
経 常 利 益		18,051
特 別 利 益		15
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15	
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,806	
そ の 他	151	4,958
税 引 前 当 期 純 利 益		13,109
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,355	4,748
法 人 税 等 調 整 額	△607	
当 期 純 利 益		8,361

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社ユアテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 晶
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大倉 克俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユアテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユアテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社ユアテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 晶
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大倉 克俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユアテックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社ユアテック 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤 健 ㊟

監査等委員 小野 浩一 ㊟

監査等委員 高浦 康有 ㊟

監査等委員 八島 徳子 ㊟

(注) 監査等委員小野浩一、高浦康有および八島徳子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

■ 会場 仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 当社3階大ホール



■ 交通

仙台駅 徒歩約 7 分（出口「東口」）

J R線
仙石線仙台駅……………徒歩約 3 分（出入口 2）

地下鉄 地下鉄宮城野通駅…徒歩約 **2分** (出口「北1」)

バス 仙台駅前下車

会場には駐車場が
ございませんので、
公共交通機関等を
ご利用願います。

本株主総会へのご来場に際して、
スタッフのサポートが必要となる場合など、
事前に連絡しておきたい事項がある場合、
以下の連絡先までご連絡ください。

株式会社ユアテック
電話 (022) 296-2111 (代表)
(土日祝日を除く 8:30～17:30)

株式会社ユアテック
電話 (022) 296-2111 (代表)
(土日祝日を除く8:30~17:30)

